

令和6年2月市議会定例会 提出議案

議案種別	件数(件)
予算議案	27
専決処分の報告議案	1
条例議案	18
一般議案	9
補正予算議案	8
合計	63

令和6年2月市議会定例会 提出議案件名

番号	件名	提出局
1	令和6年度北九州市一般会計予算について	財政局
2	令和6年度北九州市国民健康保険特別会計予算について	
3	令和6年度北九州市食肉センター特別会計予算について	
4	令和6年度北九州市卸売市場特別会計予算について	
5	令和6年度北九州市渡船特別会計予算について	
6	令和6年度北九州市土地区画整理特別会計予算について	
7	令和6年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計予算について	
8	令和6年度北九州市港湾整備特別会計予算について	
9	令和6年度北九州市公債償還特別会計予算について	
10	令和6年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計予算について	
11	令和6年度北九州市土地取得特別会計予算について	
12	令和6年度北九州市駐車場特別会計予算について	
13	令和6年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計予算について	
14	令和6年度北九州市産業用地整備特別会計予算について	
15	令和6年度北九州市漁業集落排水特別会計予算について	
16	令和6年度北九州市介護保険特別会計予算について	
17	令和6年度北九州市空港関連用地整備特別会計予算について	
18	令和6年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計予算について	
19	令和6年度北九州市後期高齢者医療特別会計予算について	
20	令和6年度北九州市市民太陽光発電所特別会計予算について	
21	令和6年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計予算について	

番号	件名	提出局
22	令和6年度北九州市上水道事業会計予算について	財政局
23	令和6年度北九州市工業用水道事業会計予算について	
24	令和6年度北九州市交通事業会計予算について	
25	令和6年度北九州市病院事業会計予算について	
26	令和6年度北九州市下水道事業会計予算について	
27	令和6年度北九州市公営競技事業会計予算について	
28	令和5年度北九州市一般会計補正予算の専決処分の報告について	財政局
29	北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正について	デジタル市役所推進室
30	北九州市事務分掌条例の一部改正について	総務局
31	北九州市手数料条例の一部改正について	財政局
32	北九州市手数料条例の一部改正について	
33	北九州市印鑑条例の一部改正について	市民文化スポーツ局
34	北九州市介護保険条例の一部改正について	保健福祉局
35	障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例の一部改正について	
36	北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について	
37	北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について	
38	北九州市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部改正について	
39	北九州市国民健康保険条例の一部改正について	子ども家庭局
40	北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
41	北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正について	
42	北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	

番号	件名	提出局
43	北九州市漁港管理条例及び北九州市風致地区条例の一部改正について	産業経済局
44	北九州市空家等の適切な管理等に関する条例の一部改正について	建築都市局
45	北九州市営住宅条例の一部改正について	
46	北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について	上下水道局
47	小倉北特別支援学校等新築工事請負契約締結について	技術監理局
48	金山川調節池整備工事（2-1）請負契約の一部変更について	
49	地方独立行政法人北九州市立病院機構に係る中期計画の認可について	保健福祉局
50	基本財産の額の増加に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更に関する同意について	建築都市局
51	永黒団地第1工区市営住宅建替事業に係る設計・工事請負契約締結について	
52	市有地の処分について	港湾空港局
53	包括外部監査契約締結について	行政委員会
54	令和5年度北九州市一般会計補正予算について	財政局
55	令和5年度北九州市国民健康保険特別会計補正予算について	
56	令和5年度北九州市卸売市場特別会計補正予算について	
57	令和5年度北九州市土地区画整理特別会計補正予算について	
58	令和5年度北九州市港湾整備特別会計補正予算について	
59	令和5年度北九州市公債償還特別会計補正予算について	
60	令和5年度北九州市土地取得特別会計補正予算について	
61	令和5年度北九州市駐車場特別会計補正予算について	
62	北九州市基本構想の変更について	企画調整局
63	北九州市基本計画の変更について	

No.	件 名	要 旨
令和6年度 予算規模	区 分	予 算 総 額
	一 般 会 計	6,278 億 8,300 万円
	特 別 会 計	4,221 億 9,010 万円
	企 業 会 計	2,836 億 5,769 万円
	合 計	1 兆 3,337 億 3,079 万円
1	令和6年度北九州市 一般会計 予算について	予算額 6,278 億 8,300 万円
2	令和6年度北九州市 国民健康保険 特別会計予算について	予算額 978 億 7,000 万円
3	令和6年度北九州市 食肉センター 特別会計予算について	予算額 3 億 6,200 万円
4	令和6年度北九州市 卸売市場 特別会計予算について	予算額 10 億 3,310 万円

No.	件名	要旨
5	令和6年度北九州市 渡船 特別会計予算について	予算額 4億5,340万円
6	令和6年度北九州市 土地区画整理 特別会計予算について	予算額 41億9,850万円
7	令和6年度北九州市 土地区画整理事業清算 特別会計予算について	予算額 30万円
8	令和6年度北九州市 港湾整備 特別会計予算について	予算額 51億880万円
9	令和6年度北九州市 公債償還 特別会計予算について	予算額 1,725億2,300万円
10	令和6年度北九州市 住宅新築資金等貸付 特別会計予算について	予算額 90万円
11	令和6年度北九州市 土地取得 特別会計予算について	予算額 55億4,100万円

No.	件名	要旨
12	令和6年度北九州市 駐車場 特別会計予算について	予算額 5億1,000万円
13	令和6年度北九州市 母子父子寡婦福祉資金 特別会計予算について	予算額 1億6,040万円
14	令和6年度北九州市 産業用地整備 特別会計予算について	予算額 20億200万円
15	令和6年度北九州市 漁業集落排水 特別会計予算について	予算額 3,700万円
16	令和6年度北九州市 介護保険 特別会計予算について	予算額 1,088億7,900万円
17	令和6年度北九州市 空港関連用地整備 特別会計予算について	予算額 350万円
18	令和6年度北九州市 臨海部産業用地貸付 特別会計予算について	予算額 6億3,760万円

No.	件名	要旨
19	令和6年度北九州市 後期高齢者医療 特別会計予算について	予算額 196億6,100万円
20	令和6年度北九州市 市民太陽光発電所 特別会計予算について	予算額 1億500万円
21	令和6年度北九州市 市立病院機構 病院事業債管理 特別会計予算について	予算額 31億360万円
22	令和6年度北九州市 上水道 事業会計予算について	予算額 373億5,211万円
23	令和6年度北九州市 工業用水道 事業会計予算について	予算額 45億8,712万円
24	令和6年度北九州市 交通 事業会計予算について	予算額 22億684万円
25	令和6年度北九州市 病院 事業会計予算について	予算額 8億4,687万円



	件名	要旨
26	令和6年度北九州市 下水道 事業会計予算について	予算額 526億2,217万円
27	令和6年度北九州市 公営競技 事業会計予算について	予算額 1,860億4,258万円

No  
28

令和5年度北九州市一般会計補正予算の専決処分の報告について

(財政局財務部財政課)

物価高騰対応重点支援給付金事業を処理するため令和5年度北九州市一般会計補正予算を定めるに当たり、地方自治法第179条第1項の規定により専決したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるもの

1 歳入歳出補正額

(単位：千円)

区 分	補正前	補正後	補正(専決)額
歳入歳出額	633,585,170	636,493,170	2,908,000

2 専決処分年月日

令和6年1月18日

No 29	北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正について  (デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課)
----------	----------------------------------------------------------

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、執行機関内で連携を行うことができる事務を追加する等のため、関係規定を改めるもの

1 法改正に伴う規定の整備（第3条関係）

現行	改正後
市長は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。	市長は、法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、同号に規定する利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。

2 執行機関内で連携を行うことができる事務の追加等（別表第2関係）

現行	改正後
地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による <u>地方税</u> の賦課徴収に関する事務	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務
母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務	母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務

3 施行期日

- 1 は、規則で定める日
- 2 の上欄は、公布の日
- 2 の下欄は、令和6年4月1日

No  
30

北九州市事務分掌条例の一部改正について

(総務局人事部人事課)

市長公室を新設する等のため、関係規定を改めるもの

1 改正の内容（第1条関係）

現行	改正後
	<u>市長公室</u> (1) <u>秘書及び渉外に関する事項</u> (2) <u>広報に関する事項</u> (3) <u>重要事項の企画立案及び調査に関する事項</u>
<u>市政変革推進室</u> (1) <u>行財政改革に関する事項</u> (2) <u>公共施設マネジメントに関する事項</u>	
<u>秘書室</u> (1) <u>秘書及び渉外に関する事項</u>	
<u>広報室</u> (1) <u>広報に関する事項</u>	
<u>企画調整局</u> (1) <u>重要事項の計画、調査、立案及び総合調整に関する事項</u> (2) <u>市の長期総合計画に関する事項</u>	<u>政策局</u> (1) <u>重要事項の計画及び総合調整に関する事項</u> (2) <u>市の長期総合計画に関する事項</u>
<u>総務局</u> (1) <u>議会及び市の行政一般に関する事項</u> (2) <u>職員の人事、給与及び福利厚生に関する事項</u> (3) <u>文書に関する事項</u> (4) <u>男女共同参画社会の形成に関する事項</u> (5) <u>その他の主管に属しない事項</u>	<u>総務市民局</u> (1) <u>議会及び市の行政一般に関する事項</u> (2) <u>職員の人事、給与及び福利厚生に関する事項</u> (3) <u>文書に関する事項</u> (4) <u>市民の生活に関する事項</u> (5) <u>男女共同参画社会の形成に関する事項</u> (6) <u>その他の主管に属しない事項</u>

(次頁に続く)

(続き)

### 財政局

- (1) 市の予算その他の財務に関する事項
- (2) 市税及び市税に係る税外収入に係る事項

### 市民文化スポーツ局

- (1) 市民の生活に関する事項
- (2) 文化及びスポーツに関する事項

### 産業経済局

- (1) 商工、観光、貿易並びに農林及び畜水産に関する事項
- (2) 学術振興に関する事項

### 建設局

- (1) 道路その他土木に関する事項

### 建築都市局

- (1) 都市計画に関する事項
- (2) 住宅及び建築に関する事項

### 財政・変革局

- (1) 市の予算その他の財務に関する事項
- (2) 市税及び市税に係る税外収入に係る事項
- (3) 市政変革に関する事項
- (4) 公共施設マネジメントに関する事項

### 産業経済局

- (1) 商工、貿易並びに農林及び畜水産に関する事項
- (2) 学術振興に関する事項

### 都市ブランド創造局

- (1) 都市ブランドの向上に関する事項
- (2) 観光に関する事項
- (3) 文化及びスポーツに関する事項

### 都市戦略局

- (1) 都市計画に関する事項
- (2) 住宅政策及び建築指導に関する事項

### 都市整備局

- (1) 道路その他土木に関する事項
- (2) 住宅及び建築に関する事項（他局の所管に属するものを除く。）

## 2 施行期日

令和6年4月1日

No  
31

北九州市手数料条例の一部改正について

(財政局財務部財政課)

戸籍法の一部改正に伴い、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を設定する等のため、関係規定を改めるもの

1 手数料を徴収する事務の追加（別表関係）

- (1) 戸籍法第120条の2第1項に規定する戸籍証明書の交付
- (2) 戸籍法第120条の2第1項に規定する除籍証明書の交付
- (3) 戸籍法第120条の6第1項に規定する届書等情報の内容の証明書の交付
- (4) 戸籍法第120条の6第1項に規定する届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務

2 手数料の設定（別表関係）

手数料を徴収する事務	手数料の金額
戸籍法第120条の3第2項に規定する戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円
戸籍法第120条の3第2項に規定する除籍電子証明書提供用識別符号の発行	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円

3 施行期日

令和6年3月1日

No  
32

北九州市手数料条例の一部改正について

(財政局財務部財政課)

浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を適正化する等のため、関係規定を改めるもの

1 条例に引用する法令の題名の改正に伴う規定の整備（別表関係）

現行	改正後
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則

2 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置の許可の申請に対する審査に係る手数料の額の改定（別表関係）

危険物の貯蔵最大数量	現行	改正後
1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,180,000円	1件につき 1,450,000円
5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,410,000円	1件につき 1,720,000円
10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,590,000円	1件につき 1,920,000円
50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,950,000円	1件につき 2,360,000円
100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1件につき 2,270,000円	1件につき 2,740,000円
200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	1件につき 4,550,000円	1件につき 5,640,000円
300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	1件につき 5,820,000円	1件につき 7,240,000円
400,000キロリットル以上のもの	1件につき 7,070,000円	1件につき 8,790,000円

(次頁に続く)

(続き)

3 高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査に係る手数料の特例の設定（別表関係）

液化石油ガスの充てんの許可を受けた者が、移動式製造設備のみを使用して高圧ガスを製造する許可の申請に対する審査に係る手数料は、1件につき6,000円とする。

4 施行期日

令和6年4月1日



<p>No 33</p>	<p>北九州市印鑑条例の一部改正について  (市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課)</p>
<p>通信端末機器による印鑑登録証明書の交付に係る手数料の特例の適用期限を延長するため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 通信端末機器による印鑑登録証明書の交付に係る手数料の特例の適用期限の延長（付則第3項関係）  店鋪等に設置されている通信端末機器による印鑑登録証明書の交付に係る手数料を引き下げる特例の適用期限を令和7年3月31日まで延長する。</p> <p>2 施行期日  公布の日</p>	

No  
34

北九州市介護保険条例の一部改正について

(保健福祉局地域福祉部介護保険課)

介護保険料率を改定する等のため、関係規定を改めるもの

1 令和6年度から令和8年度までの各年度における介護保険料率の設定(第10条関係)

区分	保険料率
(1) 介護保険法施行令第39条第1項第1号に掲げる者	35,970円
(2) 同令第39条第1項第2号に掲げる者	50,200円
(3) 同令第39条第1項第3号に掲げる者	54,550円
(4) 同令第39条第1項第4号に掲げる者	71,160円
(5) 同令第39条第1項第5号に掲げる者	79,070円
(6) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が80万円未満 イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの	86,970円
(7) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が80万円以上120万円未満 イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの	90,930円
(8) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が120万円以上160万円未満 イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの	94,880円
(9) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が160万円以上210万円未満 イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの	98,830円
(10) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が210万円以上320万円未満 イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの	118,600円
(11) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が320万円以上420万円未満 イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの	134,410円

(次頁に続く)

(続き)

(12) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が420万円以上520万円未満 イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの	150,230円
(13) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が520万円以上620万円未満 イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの	166,040円
(14) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が620万円以上720万円未満 イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの	181,860円
(15) 前各号のいずれにも該当しない者	189,760円

## 2 手数料の設定 (別表関係)

事務の種類	手数料の金額
指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査	1件につき30,000円
指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき20,000円

## 3 施行期日

令和6年4月1日

<p>No 35</p>	<p>障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例の一部改正について (保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課)</p>
<p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正等に伴い、事業者に対し障害のある人への合理的配慮を義務付ける等のため、関係規定を改めるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 基本理念に定める事項の追加（第3条関係） <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害のある人の情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する規定を追加する。</li> <li>(2) 障害があることに加え、複合的な差別を受けやすい性的マイノリティを適切な配慮が求められる者に追加する。</li> </ol> </li> <li>2 事業者が行う合理的配慮の変更（第8条関係） <p>事業者は、事務又は事業を行うに当たり、障害のある人の権利利益を侵害しないよう、合理的配慮をしなければならない。</p> </li> <li>3 市及び事業者が行う環境の整備の追加（第8条関係） <p>市及び事業者は、合理的配慮を的確に行うための事前措置として、必要な環境の整備を行うよう努めなければならない。</p> </li> <li>4 施行期日 <p>令和6年4月1日</p> </li> </ol>	

<p>N o 3 6</p>	<p>北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について (保健福祉局障害福祉部障害者支援課)</p>
<p>児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定障害児入所施設等の運営に関する基準に障害児の自立した日常生活又は社会生活への移行支援計画の作成を追加するため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 指定障害児入所施設等は、障害児（15歳以上の障害児に限る。）が障害福祉サービス等を利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画を作成する。（第11条関係）</p> <p>2 施行期日 令和6年4月1日</p>	

<p>No 37</p>	<p>北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について (保健福祉局障害福祉部障害者支援課)</p>
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定障害者支援施設の運営に関する基準に利用者の地域生活への移行に向けた措置に関する規定を追加する等のため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 指定障害者支援施設又は障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、地域生活への移行に関する意向を定期的に確認するとともに、相談支援事業を行う者等と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。(第11条、第27条関係)</p> <p>2 指定障害者支援施設又は障害者支援施設は、利用者の当該施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、当該施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。(第11条、第27条関係)</p> <p>3 施行期日 令和6年4月1日</p>	

No  
38

北九州市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による  
任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部改正について  
(保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を改めるもの

- 1 条例に引用する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定の条項ずれに伴う規定の整備（第1条、第2条関係）

現行	改正後
第38条の2第3項	第38条の2第2項

- 2 施行期日

令和6年4月1日

No  
39

北九州市国民健康保険条例の一部改正について

(保健福祉局健康医療部保険年金課)

国民健康保険法及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の後期高齢者支援金等賦課限度額を変更する等のため、関係規定を改めるもの

- 1 退職者医療制度の廃止（第10条の3—第14条の11、第17条、第18条、第20条の3、第20条の4関係）

退職者医療制度の廃止に伴い、規定を整備する。

- 2 後期高齢者支援金等賦課限度額の変更（第14条の9関係）

現行	改正後
22万円	24万円

- 3 保険料の軽減判定所得基準の緩和（第20条関係）

軽減割合	現行	改正後
5割	世帯主等の所得の合計が、 43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円＋（ <u>29万円</u> ×被保険者数）以下	世帯主等の所得の合計が、 43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円＋（ <u>29万5,000円</u> ×被保険者数）以下
2割	世帯主等の所得の合計が、 43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円＋（ <u>53万5,000円</u> ×被保険者数）以下	世帯主等の所得の合計が、 43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円＋（ <u>54万5,000円</u> ×被保険者数）以下

- 4 施行期日

令和6年4月1日



No  
40

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

(子ども家庭局子ども家庭部保育課)

北九州市立白銀保育所及び北九州市立陣原保育所を廃止するため、関係規定を改めるもの

1 保育所の廃止（別表第1関係）

名称	位置
北九州市立白銀保育所	北九州市小倉北区白銀二丁目2番25号
北九州市立陣原保育所	北九州市八幡西区陣原三丁目23番9-201号

2 施行期日

令和6年4月1日

No 41	北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正について (子ども家庭局子ども家庭部保育課)
----------	--------------------------------------------------------------------

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、利用申込者の特定教育・保育施設等の選択に資すると認められる重要な事項の周知に係る基準を変更する等のため、関係規定を改めるもの

1 利用申込者への周知に係る基準の変更（第24条関係）

特定教育・保育施設等は、利用申込者の特定教育・保育施設等の選択に資すると認められる重要な事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。

2 電磁的記録による提供方法の拡大（第54条関係）

現行	改正後
磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製する方法により記載事項をファイルに記録した物を交付する方法	電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製する方法により記載事項をファイルに記録した物を交付する方法

3 施行期日

1 は、令和6年4月1日

2 は、公布の日

<p>No 42</p>	<p>北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について  (子ども家庭局子育て支援部子育て支援課)</p>
<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、乳児院等の長が策定する自立支援計画に係る基準を変更する等のため、関係規定を改めるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 乳児院、母子生活支援施設又は児童養護施設の長は、年齢、発達の状況その他の児童等の事情に応じ意見聴取その他の措置をすることにより、児童等の意見又は意向を勘案して自立支援計画を策定しなければならない。(第34条、第42条、第64条関係)</li> <li>2 乳児院、母子生活支援施設又は児童養護施設の長が、運営において密接に連携する関係機関に里親支援センターを加える。(第36条、第45条、第67条関係)</li> <li>3 施行期日 令和6年4月1日</li> </ol>	

No  
43

北九州市漁港管理条例及び北九州市風致地区条例の一部改正について

(産業経済局農林水産部水産課)

漁港漁場法の一部改正に伴い、関係規定を改めるもの

- 1 条例に引用する漁港漁場法の題名の改正に伴う規定の整備 (北九州市漁港管理条例第1条、北九州市風致地区条例第6条関係)

現行	改正後
漁港漁場整備法	漁港及び漁場の整備等に関する法律

- 2 施行期日

令和6年4月1日

<p>N o 4 4</p>	<p>北九州市空家等の適切な管理等に関する条例の一部改正について  (建築都市局都市再生推進部空き家活用推進課)</p>
<p>空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、管理不全空家等に対する措置に関する事項を定める等のため、関係規定を改めるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 空家等の所有者等の責務に、市が実施する空家等に関する施策への協力を追加する。(第3条関係)</li> <li>2 北九州市特定空家等対策審査会への諮問の対象に、管理不全空家等の所有者等に対する勧告をするときを追加する。(第9条関係)</li> <li>3 管理不全空家等の所有者等に対する勧告を行ったときは、勧告の内容その他市長が必要と認める事項を記載した標識を管理不全空家等に設置する。(第10条関係)</li> <li>4 北九州市特定空家等対策審査会が行う調査審議の対象に、管理不全空家等の所有者等に対する措置を追加する。(第11条関係)</li> <li>5 施行期日 公布の日</li> </ol>	

No 45	北九州市営住宅条例の一部改正について  (建築都市局住宅部住宅管理課)
<p data-bbox="204 439 1406 539">市営住宅に単身で入居することができる者の範囲を拡大するため、関係規定を改めるもの</p> <p data-bbox="248 629 1406 801">1 単身で入居することができる者に、犯罪被害者等で犯罪等により従前の住居に居住することが困難となったと市長が認めるものを追加する。(第7条関係)</p> <p data-bbox="248 891 612 992">2 施行期日 令和6年4月1日</p>	

No  
46

北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について

(上下水道局総務経営部総務課)

地方公営企業法の一部改正に伴い、関係規定を改めるもの

1 改正する条例

- (1) 北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（第1条関係）
- (2) 北九州市交通事業の設置等に関する条例（第2条関係）
- (3) 北九州市病院事業の設置等に関する条例（第3条関係）
- (4) 北九州市公営競技事業の設置等に関する条例（第4条関係）

2 条例に引用する地方公営企業法第34条において読み替えて準用する地方自治法の条項ずれに伴う規定の整備

現行	改正後
第243条の2の2第8項	第243条の2の8第8項

3 施行期日

令和6年4月1日

<p>No 47</p>	<p>小倉北特別支援学校等新築工事請負契約締結について  (技術監理局契約部契約課)</p>
<p>小倉北特別支援学校等新築工事請負契約を締結するもの</p> <p>1 契約金額 31億5,370万円</p> <p>2 契約方法 一般競争入札</p> <p>3 工期 契約締結の日から令和7年10月31日まで</p> <p>4 契約の相手方 九鉄工業・松尾組特定建設工事共同企業体  代表者 北九州市門司区小森江三丁目12番10号  九鉄工業株式会社  代表取締役社長 松本 喜代孝  構成員 北九州市八幡西区町上津役東二丁目2番25号  株式会社松尾組  代表取締役 松尾 茂行</p>	



No 48	金山川調節池整備工事（2－1）請負契約の一部変更について  <p style="text-align: right;">（技術監理局契約部契約課）</p>
<p>金山川調節池整備工事（2－1）請負契約の契約金額を変更するもの</p> <p>1 既決契約金額 17億9,789万9,400円</p> <p>2 変更契約金額 18億1,901万1,700円</p>	

<p>N o 4 9</p>	<p>地方独立行政法人北九州市立病院機構に係る中期計画の認可について  (保健福祉局健康医療部地域医療課)</p>
<p>地方独立行政法人北九州市立病院機構に係る中期計画について認可するもの</p> <p>1 中期計画の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間</p> <p>2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 政策医療の着実な実施</p> <p>(2) 医療センター及び八幡病院の特色をいかした医療の充実</p> <p>(3) 医療の質の確保</p> <p>(4) 市民・地域医療機関からの信頼の確保</p> <p>(5) 新興・再興感染症の感染拡大時への備え</p> <p>3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 収入増加・確保対策</p> <p>(2) 経費節減・抑制対策</p> <p>(3) 自立的な業務運営体制の構築</p> <p>(4) 職場環境の充実</p> <p>4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 財務基盤の安定化</p> <p>(2) 運営費負担金のあり方</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>	

(続き)

- 5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置
  - (1) 看護専門学校の運営
  - (2) 施設・設備の老朽化対策
  - (3) デジタル化への対応
  - (4) 市政への協力
  
- 6 予算、収支計画及び資金計画
  - (1) 予算
  - (2) 収支計画
  - (3) 資金計画
  
- 7 短期借入金の限度額
  
- 8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
  
- 9 重要な財産の譲渡又は担保に供する計画
  
- 10 剰余金の使途
  
- 11 料金に関する事項
  - (1) 料金
  - (2) 料金の減免
  
- 12 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項
  - (1) 施設及び設備に関する計画
  - (2) 人事に関する計画
  - (3) 中期目標の期間を超える債務負担
  - (4) 積立金の処分に関する計画

No 50	基本財産の額の増加に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更 に関する同意について <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">(建築都市局計画部都市交通政策課)</div>
----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

基本財産の額の増加に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更に同意するもの

基本財産の額の変更（第16条関係）

\		変 更 前	変 更 後	増 加 額
基本財産の額		2,261億5,460万円	2,270億 660万円	8億5,200万円
出 資 の 額	福 岡 県	1,130億7,730万円	1,135億 330万円	4億2,600万円
	福 岡 市	841億1,650万円	844億5,550万円	3億3,900万円
	北九州市	289億6,080万円	290億4,780万円	8,700万円

<p>No 51</p>	<p>永黒団地第1工区市営住宅建替事業に係る設計・工事請負契約締結について  (建築都市局住宅部住宅整備課)</p>
<p>永黒団地第1工区市営住宅建替事業に係る設計・工事請負契約を締結するもの</p> <p>1 契約金額 13億6,400万円</p> <p>2 契約方法 一般競争入札</p> <p>3 工 期 契約締結の日から令和9年1月31日まで</p> <p>4 契約の相手方 九鉄工業・西部交通特定建設工事共同企業体  代表者 北九州市門司区小森江三丁目12番10号  九鉄工業株式会社  代表取締役社長 松本 喜代孝  構成員 北九州市門司区本町1番5号  株式会社西部交通建築事務所  代表取締役 久保 直</p>	



<p>No 53</p>	<p>包括外部監査契約締結について  (行政委員会事務局監査第一課)</p>
<p>包括外部監査契約を締結するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告</li> <li>2 契約の始期 令和6年4月1日</li> <li>3 契約金額 1,629万6,296円を上限とする額</li> <li>4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後の一括払いとする。ただし、相手方から請求があった場合において、必要があると認めるときは、一部の費用について概算払とすることができるものとする。</li> <li>5 契約の相手方及びその資格 北九州市小倉南区長行西二丁目3番3号 松木摩耶子 公認会計士</li> </ol>	

No.	件名	要 旨	
令和5年度予算規模	区 分	補正額の合計	補正後の予算総額
	一般会計	102億 646万 8千円	6,466億 9,963万 8千円
	特別会計	15億 1,645万 4千円	4,283億 7,985万 6千円
	企業会計	0千円	2,724億 9,902万円
	合 計	117億 2,292万 2千円	1兆 3,475億 7,851万 4千円
54	令和5年度北九州市 一般会計 補正予算について	1 補正額 2 総 額	102億 646万 8千円 6,466億 9,963万 8千円
55	令和5年度北九州市 国民健康保険特別会計 補正予算について	1 補正額 2 総 額	2億 7,700万円 1,007億 921万 6千円
56	令和5年度北九州市 卸売市場特別会計 補正予算について	1 補正額 2 総 額	0円 11億 80万円
57	令和5年度北九州市 土地区画整理特別会計 補正予算について	1 補正額 2 総 額	△2億 903万 8千円 40億 5,111万 7千円



58	令和5年度北九州市 港湾整備特別会計 補正予算について	1 補正額	0円
		2 総額	41億8,950万円
59	令和5年度北九州市 公債償還特別会計 補正予算について	1 補正額	14億4,849万2千円
		2 総額	1,722億8,294万7千円
60	令和5年度北九州市 土地取得特別会計 補正予算について	1 補正額	0円
		2 総額	66億9,900万円
61	令和5年度北九州市 駐車場特別会計 補正予算について	1 補正額	0円
		2 総額	3億4,790万円

No  
62

## 北九州市基本構想の変更について

(企画調整局企画政策部企画課)

北九州市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために、基本構想を変更するもの

### 第1章 北九州市が目指す都市像

つながりと情熱と技術で、「一步先の価値観」を体現するグローバル挑戦都市・北九州市

- 1 ステートメント
- 2 目指す都市像に込めた思い
  - (1) つながりと情熱と技術
  - (2) 一步先の価値観
  - (3) グローバル挑戦都市

### 第2章 北九州市のこれまでの挑戦

- 1 北九州市の歩みと個性
  - (1) 五市合併前
  - (2) 五市合併による多彩な歴史や文化
  - (3) 「ものづくり」のまち
  - (4) 包摂性など市民の個性
  - (5) 市民力で実現した「公害の克服」
  - (6) 日本をけん引する「環境産業の推進」
  - (7) 「環境先進都市」から「SDGs未来都市」へ
  - (8) 名実とも「安全なまち」への転換
- 2 北九州市が体現してきた「一步先の価値観」

(次頁に続く)

(続き)

### 第3章 目指す都市像の実現に向けた3つの重点戦略

1 「成長と幸福の好循環」の実現へ

2 3つの重点戦略

(1) 「稼げるまち」の実現

(2) 「彩りあるまち」の実現

(3) 「安らぐまち」の実現

No  
63

## 北九州市基本計画の変更について

(企画調整局企画政策部企画課)

北九州市基本構想の変更に伴い、北九州市基本計画を変更するもの

### 第1章 計画の策定にあたって

#### 1 計画の構成

北九州市の取組を網羅的に示すものではなく、今後の北九州市のまちづくりの方向性を明らかにした基本構想を実現するため、重点的に取り組むべき方向性となる主要な政策を体系的にまとめたもの。

#### 2 計画の期間 目標年次は、令和22年(2040年)。

#### 3 計画の進行管理・見直し

毎年度、行政評価により、基本計画に掲げた主要政策に基づく施策や事業の取組状況やKPI(成果指標)の達成状況を把握し、また、概ね5年ごとに内容を検証し、適宜、計画の見直しを行う。

#### 4 計画の推進体制

有識者や学識者などによる、計画の推進や検証などを行う仕組みを構築。

行政内部においては、庁内全体で取り組むとともに、プロジェクトチームの設置など、柔軟に横断的な連携体制の下で推進。

#### 5 計画と地方版総合戦略の関係

地方版総合戦略は基本計画に包含し、一体的に取り組む。

#### 6 市政変革による基盤づくり

「北九州市政変革推進プラン」に基づき、市政運営そのものの変革に繋げることを目標とした「市政変革」の取組を進める。

(次頁に続く)

(続き)

## 第2章 「稼げるまち」の実現～人も企業も潜在力を開花できるまち～

### 1 稼げる「基盤」をつくる

- (1) 陸・海・空のネットワークの構築
- (2) メガリージョンの推進
- (3) 新たな産業用地などの創出

### 2 稼げる「人」を育む

- (1) スタートアップの創出・成長
- (2) 若者のチャレンジへの支援
- (3) 性別にかかわらないキャリア形成の支援
- (4) 多様な人材が働くことができる環境の整備

### 3 稼げる「産業」をつくる

- (1) 「バックアップ首都構想」の推進
- (2) 成長の芽となる「未来産業」の振興
- (3) 「北九州グリーンインパクト」の推進
- (4) 物流拠点構想の推進
- (5) 生産性向上・高付加価値化の推進
- (6) アジアの社会課題解決への貢献と国際ビジネスの推進

## 第3章 「彩りあるまち」の実現～輝く個性と楽しさがあふれるまち～

### 1 彩りある「空間」をつくる

- (1) 都市の魅力を高める「街並み」づくり
- (2) 選ばれる「住まい環境」づくり
- (3) デジタルによる「迅速で便利・快適な環境」づくり
- (4) 人や企業を呼び込む「都市の魅力」の発信

### 2 彩りある「時」をつくる

- (1) 文化芸術やスポーツの振興
- (2) エンターテインメントによるにぎわいづくり
- (3) 観光資源の磨き上げや発信の推進

(次頁に続く)

(続き)

### 3 彩りある「人」を育む

- (1) グローバル人材や理工系人材の育成に向けた教育の推進
- (2) 魅力ある新時代の教育機関の誘致
- (3) 将来の可能性を開く教育環境の充実
- (4) 大学などの教育・研究機能の充実

## 第4章 「安らぐまち」の実現～誰もがつながるアットホームなまち～

### 1 生活基盤の「安心」を支える

- (1) 災害などに強いまちづくりの推進
- (2) 犯罪のないまちづくりの推進
- (3) 社会環境やニーズに即した都市基盤・施設の維持

### 2 暮らしの「安心」を支える

- (1) 多様性を認め合う文化のまちづくり
- (2) 誰もが安心して暮らせる環境づくり
- (3) 地域医療提供体制や保健衛生管理体制の充実
- (4) 地域におけるコミュニティ活動などの活性化
- (5) 生涯現役に向けた健康づくりや社会参加の推進

### 3 子ども・子育ての「安心」を支える

- (1) 安心して生み育てることのできる環境の整備
- (2) 子どもの健やかな成長への支援

## 第5章 人口増に向けた道筋

市内総生産や雇用者報酬の増加などの経済成長の実現、都市のイメージアップに取り組み、20代や30代の若い世代の挑戦を後押しし、その定着などを促すことで、社会動態のプラス幅の拡大を図る。

さらに、子育てや教育、福祉、文化芸術、スポーツ、住宅、交通などのハード・ソフト両面で生活環境の向上にも取り組み、中長期的な視点で、出生数の増加による自然動態の改善にもつなげていく。

(次頁に続く)

(続き)

基本構想に掲げる3つの重点戦略を着実かつ総合的に取り組み、「成長と幸福」を好循環させることにより、5年ごとに国勢調査を踏まえて推計される将来人口を、常に実際の人口が上回る歩みを積み重ねていくことで、まずは、人口減少のトレンドを増加に転換させ、「100万都市復活」に向けた道筋をつくっていく。

## 第6章 主要な成果指標

指標名	現状値	目標値 2028年(度)※
市内総生産額 (名目)	3兆6,696億円 (2020年度)	4兆円 (2033年度)
従業者一人当たりの付加価値額	818万円 (2020年度)	900万円 (2033年度)
市民雇用者一人当たりの市民雇用者報酬	463万円 (2020年度)	500万円 (2033年度)
女性の就業率 (25～44歳)	79.8% (2022年)	82.0%
観光消費額	827.3億円 (2022年)	1,800億円
宿泊客数	172.7万人 (2022年)	260万人
商業地地価(小倉) ※主要地点の平均地価	580,000円/㎡ (2023年)	871,000円/㎡ (2033年)
商業地地価(黒崎) ※主要地点の平均地価	148,000円/㎡ (2023年)	227,000円/㎡ (2033年)
将来の夢や目標を持っている子どもの割合	小学生81.1%・中学生66.8% (2023年度)	小学生85.0%・中学生70.0%
合計特殊出生率	1.46 (2022年)	1.8を見据え 政令市1位
健康寿命	男性71.9年・女性75.6年 (2019年)	男性76.0年・女性77.0年
社会課題を意識し、日常生活の中で解決に向けた行動に取り組む市民の割合	40.4% (2022年度)	60%
地域活動に参加したことがある市民の割合	50.9% (2023年度)	60%
安全なまちと認識している市民の割合	86.0% (2022年度)	90%
北九州市に住み続けたいと思う市民の割合	83.8% (2022年度)	90%

(次頁に続く)

(続き)

北九州市への誇りや自信があると答えた市民の割合	55.0% (2022年度)	80%
北九州市での生活全般に満足している市民の割合	77.1% (2022年度)	85%
社会動態	▲206人 (2023年)	+1,000人
推計人口	916,241人 (2023年10月1日)	将来推計人口を上回る人口

※ 各指標の目標年次は2028年(度)。ただし、目標値に括弧書きのある指標は、当該括弧に記載の年(度)

## 第7章 7つの個性が輝くまちづくり

- 1 門司区
- 2 小倉北区
- 3 小倉南区
- 4 若松区
- 5 八幡東区
- 6 八幡西区
- 7 戸畑区